

## 動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴う『クローズアップ実務 地域警察官のための軽微犯罪の措置要領』の修正について

本書165頁から174頁までの「1 動物の愛護及び管理に関する法律」の解説は、平成25年改正法に則しておりません。以下のとおり修正いたします。

### ○ 本書165頁6行目から166頁11行目

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号、以下「法」という。）の一部が改正され、平成25年9月1日から施行された。平成17年に法の一部が改正されてから5年以上が経過し、この間の法の施行状況を踏まえ、動物の愛護及び管理のより一層の推進を図るため、

- 改正前の動物取扱業（営利のもの）を第一種動物取扱業として規制を強化するとともに、第二種動物取扱業（非営利のもの）についての届出制度を創設
- 愛護動物に対する殺傷罪等の罰則を強化するなどした。

平成17年改正法において、愛護動物に対する虐待行為を、殺傷行為（法44条1項）と虐待行為（同条2項）の2つに類型化したが、平成25年改正法では、虐待行為の例示を詳細に規定し、罰則も強化した。

### ○ 本書166頁12行目新法44条の1項から3項

<平成25年改正法44条>

- 1 愛護動物（法44条4項）をみだりに殺し、又は傷つけた者（法44条1項）は、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処する。
- 2 愛護動物に対し、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、又はその健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であって疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であって自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行った者は、100万円以下の罰金に処する。
- 3 愛護動物を遺棄した者は、100万円以下の罰金に処する。
- 4 （改正なし）

### ○ 本書174頁5行目からの解説の追加

平成17年改正法25条1項は、単に「多数の動物の飼養又は保管に起因して周辺的生活環境が損なわれている事態」としていたが、平成25年改正法25条1項では、「多数の動物の飼養又は保管に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によって周辺的生活環境が損なわれている事態」と事態を具体的に規定した。また、同条3項において、虐待のおそれがある事態に対する措置が新設された。

### ○ 本書174頁15行目から17行目

平成25年改正法46条の2は、その命令に違反した者に対して、50万円以下の罰金に処する旨を規定している。